

【新】改定案(2023年10月時点)

- 1. はじめに
- 2. 計画の基本的事項
 - (1) 管理計画策定の目的
 - (2) 管理計画の対象範囲
 - (3) 管理計画の期間
 - (4) 管理計画実行の考え方
 - (5) 「世界自然遺産小笠原諸島管理計画アクションプラン」について
- 3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要
 - (1) 総説
 - (2) 位置
 - (3) 自然環境
 - 1) 地質
 - 2) 気象・海流
 - 3) 植生
 - 4) 植物(維管束植物)
 - 5) 動物
 - 6) 生態系の形成と生物の進化
 - (4) 社会環境
 - 1) 歴史と生活
 - 2) 来島者数
 - 3) 主な産業
 - 4) 土地所有状況
 - (5) 世界自然遺産小笠原諸島
 - 1) 遺産価値(世界遺産委員会による評価の抜粋)
 - 2) 世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項
 - 3) 保護担保措置
 - 4) その他関係法令等
- 4. 管理計画改定に当たっての視点
- 5. 管理の基本理念と基本方針
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本方針
 - 1) 生態系の保全
 - 2) 自然と人の共生
 - 3) 持続的な遺産の管理
- 6. 管理の方策
 - (1) 生態系の保全
 - 1) 生態系の修復と固有種等の個体群の絶滅回避
 - ア. 全ての島に共通する留意点
 - イ. 各列島・島の保全管理
 - ウ. 海域の保全管理
 - 2) 未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止
 - (2) 自然と人の共生
 - 1) 自然と共生した島の暮らしの実現
 - 2) エコツーリズムの推進
 - (3) 持続的な遺産の管理
 - 1) 遺産を保護するしくみの適切な運用
 - 2) 保全管理体制の充実
- 7. 管理の体制
 - (1) 管理機関の体制・役割
 - (2) 関係者との連携のための体制
- 8. おわりに

【旧】現行計画(2018年3月策定)

- 1. はじめに
- 2. 計画の基本的事項
 - (1) 管理計画策定の目的
 - (2) 管理計画の対象範囲
 - (3) 管理計画の期間
 - (4) 管理計画実行の考え方
- 3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要
 - (1) 小笠原諸島の位置
 - (2) 総説
 - (3) 自然環境
 - 1) 地質
 - 2) 気象・海流
 - 3) 植物
 - 4) 動物
 - 5) 生態系の相互作用と進化
 - (4) 社会環境
 - 1) 歴史と生活
 - 2) 主な産業
 - 3) 土地所有状況
 - 4) 利用状況
 - (5) 世界自然遺産小笠原諸島
 - 1) 遺産価値(世界遺産委員会による評価の抜粋)
 - 2) 世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項
 - 3) 管理の現状(世界自然遺産登録後の変化・取組の成果・課題)
- 4. 管理の基本理念と基本方針
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本方針
 - 1) 遺産価値を支える自然環境の保全
 - 2) 侵略的外来種対策の継続
 - 3) 人の暮らしと自然との調和
 - 4) 順応的な保全管理の実施
- 5. 管理の方策
 - (1) 保護制度の適切な運用
 - 1) 原生自然環境保全地域
 - 2) 国立公園
 - 3) 森林生態系保護地域
 - 4) 国指定鳥獣保護区
 - 5) 国内希少野生動植物種
 - 6) 天然記念物
 - 7) 外来種対策に係る制度
 - (2) 新たな外来種の侵入・拡散防止
 - 1) 生態系の保全管理及び調査
 - 2) その他の緑化・建設事業
 - 3) 自然利用
 - 4) 農業活動
 - 5) 愛玩動物・園芸植物の飼養・栽培・持込み等
 - 6) 定期航路等による物資や人の移動
 - (3) 各種事業における環境配慮の徹底
 - (4) 自然と共生した島の暮らしの実現
 - (5) エコツーリズムの推進
 - (6) 継続的な調査と情報の管理
 - (7) 島ごとの対策の方向性
- 6. 管理の体制
 - (1) 管理機関の体制
 - (2) 科学的知見に基づく順応的管理体制
 - (3) 関係者の連携のための体制
 - (4) 国内外との連携
- 7. おわりに

【新】改定案(2023年10月時点)	【旧】現行計画(2018年3月策定)	改定状況
1. はじめに	1. はじめに	
		<ul style="list-style-type: none"> ・内容に大きな変更なし。 ・基本理念は第5章、現状認識は第4章に記載することとし、本項からは削除。
2. 計画の基本的事項	2. 計画の基本的事項	
(1) 管理計画策定の目的	(1) 管理計画策定の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に大きな変更なし。
(2) 管理計画の対象範囲	(2) 管理計画の対象範囲	
(3) 管理計画の期間	(3) 管理計画の期間	
(4) 管理計画実行の考え方	(4) 管理計画実行の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に大きな変更なし。 ・旧「第6章(2)科学的知見に基づく順応的管理体制」に記載されていた内容を改定案では本項に記載。
(5) 「世界自然遺産小笠原諸島管理計画アクションプラン」について		<ul style="list-style-type: none"> ・項目を新設し、アクションプランの改定の経緯と位置付けを記載。
3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要	3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要	
(1) 総説	(1) 小笠原諸島の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)と(2)の順序を入れ替え。 ・内容に大きな変更なし。
(2) 位置	(2) 総説	
(3) 自然環境	(3) 自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・時点更新するとともに、文章表現を精査。 ・「植物」については、「植生」と「植物(維管束植物)」に分割。
1) 地質	1) 地質	
2) 気象・海流	2) 気象・海流	
3) 植生	3) 植物	
4) 植物(維管束植物)		
5) 動物	4) 動物	
6) 生態系の形成と生物の進化	5) 生態系の相互作用と進化	
(4) 社会環境	(4) 社会環境	<ul style="list-style-type: none"> ・現況を踏まえて内容を修正。 ・2)～4)の順序を入れ替え、「利用状況」は「来島者数」へと見出しを修正。
1) 歴史と生活	1) 歴史と生活	
2) 来島者数	2) 主な産業	
3) 主な産業	3) 土地所有状況	
4) 土地所有状況	4) 利用状況	
(5) 世界自然遺産小笠原諸島	(5) 世界自然遺産小笠原諸島	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に大きな変更なし
1) 遺産価値(世界遺産委員会による評価の抜粋)	1) 遺産価値(世界遺産委員会による評価の抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4章 管理計画改定に当たっての視点」へ移動
2) 世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項	2) 世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項	
	3) 管理の現状(世界自然遺産登録後の変化・取組の成果・課題)	
3) 保護担保措置		<ul style="list-style-type: none"> ・旧「第5章(1)保護制度の適切な運用」を本項へ移動。 ・村条例について情報を追加。
4) その他関係法令等		
4. 管理計画改定に当たっての視点		
		<ul style="list-style-type: none"> ・旧「第3章(5)3)管理の現状(世界自然遺産登録後の変化・取組の成果・課題)」に替えて項目を新設。
5. 管理の基本理念と基本方針	4. 管理の基本理念と基本方針	
(1) 基本理念	(1) 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に大きな変更なし。
(2) 基本方針	(2) 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・管理の方策に対応して、構成を見直し。 ・旧「第4章(2)基本方針」に記載されていたポイントは、本項及び「第6章 管理の方策」へ振り分け。
1) 生態系の保全	1) 遺産価値を支える自然環境の保全	
	2) 侵略的外来種対策の継続	
2) 自然と人の共生	3) 人の暮らしと自然との調和	
3) 持続的な遺産の管理		
	4) 順応的な保全管理の実施	

【新】改定案(2023年10月時点)	【旧】現行計画(2018年3月策定)	改定状況
6. 管理の方策	5. 管理の方策	
	(1) 保護制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3章(5)3) 保護担保措置」「第3章(5)4) その他関係法令等」へ移動。
	1) 原生自然環境保全地域	
	2) 国立公園	
	3) 森林生態系保護地域	
	4) 国指定鳥獣保護区	
	5) 国内希少野生動植物種	
	6) 天然記念物	
	7) 外来種対策に係る制度	
(1) 生態系の保全		
1) 生態系の修復と固有種等の個体群の絶滅回避		<ul style="list-style-type: none"> ・海域の保全管理に関する項目を新設。 ・小笠原諸島全体／列島ごと／島ごとのそれぞれの視点で対策の方向性を整理。 ■全ての島に共通する留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・旧「第4章(2)2) 侵略的外来種対策の継続」に書かれていた3つの観点(種間相互作用の観点、生態系機能の観点、広域移動種の観点)をベースに再整理。 ■列島ごとの概要、保全管理の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・島ごとの対策の方向性を列島ごとに分けて整理することとし、各列島の冒頭で列島ごとの概要と保全の方向性を整理して記載。 ■島ごとの現況と課題、長期目標、管理の方策 <ul style="list-style-type: none"> ・旧「第5章(7) 島ごとの対策の方向性」のうち、生物の保全、既侵入の外来種への対策に関する内容をベースに再整理し、情報を更新。 ・主な保全対象と主な脅威を島ごとに一覧化。
ア. 全ての島に共通する留意点		
イ. 各列島・島の保全管理		
ウ. 海域の保全管理		
2) 未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止	(2) 新たな外来種の侵入・拡散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の内容をベースに一部情報を更新。 ・見出しレベルや構成を再整理。
	1) 生態系の保全管理及び調査	
	2) その他の緑化・建設事業	
	3) 自然利用	
	4) 農業活動	
	5) 愛玩動物・園芸植物の飼養・栽培・持込み等	
	6) 定期航路等による物資や人の移動	
	(3) 各種事業における環境配慮の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6章(3)1) 遺産を保護するしくみの適切な運用」へ移動。
(2) 自然と人の共生		
1) 自然と共生した島の暮らしの実現	(4) 自然と共生した島の暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の内容をベースに一部情報更新・追加。 ・旧「第5章(7) 島ごとの対策の方向性」に含まれていた内容を一部統合。
2) エコツーリズムの推進	(5) エコツーリズムの推進	
	(6) 継続的な調査と情報の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6章(3)2) 遺産管理体制の充実」へ移動。
(3) 持続的な遺産の管理		
1) 遺産を保護するしくみの適切な運用		<ul style="list-style-type: none"> ・旧「第5章(3) 各種事業における環境配慮の徹底」から移動。 ・保護担保措置の拡充に関する事項を追記
2) 保全管理体制の充実		
	(7) 島ごとの対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の保全、既侵入の外来種への対策に関する内容は、「第6章(1)1) 生態系の修復と固有種等の絶滅回避」へと移動。 ・未侵入・未定着の外来種への対策、自然と人の共生に関する内容は、「第6章(1)2)～(3)」でそれぞれ個別の項目として再整理。
7. 管理の体制	6. 管理の体制	
(1) 管理機関の体制・役割	(1) 管理機関の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に大きな変更なし。
	(2) 科学的知見に基づく順応的管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2章(4) 管理計画実行の考え方」へ移動。
(2) 関係者との連携のための体制	(3) 関係者の連携のための体制	<ul style="list-style-type: none"> ・科学委員会と地域連絡会議が対になるよう、細目・内容を再整理。
	(4) 国内外との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6章(3)2) 遺産管理体制の充実」へ移動。
8. おわりに	7. おわりに	
		<ul style="list-style-type: none"> ・内容に大きな変更なし。